

第 1 回 3 年 川 崎 市 民 債

発 行 要 項

- | | |
|---|---|
| <p>1. 発 行 者 の 名 称 川崎市</p> <p>2. 発 行 総 額 金 2 0 億 円</p> <p>3. 発 行 の 目 的 平成 2 6 年度一般会計資金</p> <p>4. 発 行 日 平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日</p> <p>5. 各 公 債 の 金 額 1 万 円</p> <p> 本公債については、社債、株式等の
振替に関する法律（平成 1 3 年法律
第 7 5 号）の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>6. 利 率 年 0 . 1 2 パーセント</p> <p>7. 発 行 価 額 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円</p> <p>8. 償 還 金 額 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円</p> <p>9. 償還の方法及び期限</p> <p> (1) 本公債の元金は、平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日にその全額を償還する。</p> <p> (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p> (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>10. 利息支払の方法及び期限</p> <p> (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 2 7 年 6 月 2 0 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 2 0 日及び 1 2 月 2 0 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p> (2) 発行日の翌日から平成 2 7 年 6 月 2 0 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p> (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p> (4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>11. 申 込 期 日 平成 2 6 年 1 2 月 5 日</p> <p>12. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>13. 払 込 期 日 平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日</p> | <p>14. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行</p> <p>15. 引受並びに募集取扱会社</p> <p> 株式会社横浜銀行（代表）</p> <p> みずほ証券株式会社</p> <p> S M B C 日興証券株式会社</p> <p> 大和証券株式会社</p> <p> 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社</p> <p> 野村證券株式会社</p> <p> 株式会社みずほ銀行</p> <p> 岡三証券株式会社</p> <p> 川崎信用金庫</p> <p> S M B C フレンド証券株式会社</p> <p> 株式会社三井住友銀行</p> <p> 東海東京証券株式会社</p> <p> 丸三証券株式会社</p> <p>16. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構</p> <p>17. 応 募 者 利 回 り 年 0 . 1 2 0 パーセント</p> |
|---|---|

以 上